

# 愛南町いじめ防止対策基本方針

愛南町教育委員会 平成25年12月策定  
(平成28年11月一部改訂)

## ☆ いじめ対策といじめ防止対策推進法制定の目的と意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。(法第1条)

よって、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、国家・国民を挙げていじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止等(いじめの防止、早期発見及び対処)のための対策を総合的かつ効果的に推進するためにこの法律が策定された。(国の基本方針「はじめに」)

要するに、いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめは人として決して許されない行為である」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならないのである。

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。(国の基本方針)

## 2 いじめのメカニズム

世界の研究者の定義に共通する「いじめの発生メカニズム」の本質的要素は『力関係のアンバランスの乱用・悪用』である。

この時言う「力」とは「影響力」のことであり、その乱用・悪用である「いじめ」は偶発的ではなく、どこにでも誰にでも起こりうるものと認識すべきである。

この力関係のアンバランスの乱用・悪用は、いじめだけに特化するものではなく、パワハラ・セクハラ・DV・体罰等にも共通する本質的要素であり、子どもも大人も人々が生きるにあたって直面する現実の課題である。と同時に、人間社会の宿命や人間の業ではなく、防ぐことも抑止することもできる現象なのである。

(大阪市立大学名誉教授 森田洋司=いじめの防止等のための対策の基本的な方向性)

## 3 愛南町がいじめ防止において第1に考えているコンセプト=いじめに強い集団・学級づくり

(1) いじめゼロではなくポジティブ・ゴールを!

「いじめをゼロにするために、何をするか？」ではなく、「どういう集団ならばいじめが起こりにくいのか？」と考える方が実践上大切である。

「〇〇をしない」というネガティブ・ゴールでは、子どもたちがどんなにがんばっても0点で、あとはマイナスだけとなる。

「最近〇〇さんが悩んでいるみたい」「今の言い方よくないと思う」「ぼくにとってそれってとっても嫌なんだ」などと何でも言い合える状況（支持的風土）が学校環境の中にあることが重要なのだ。

ポジティブ・ゴール、例えば「一人になっている子に声をかけ合う学校」「お互いの笑顔を大切にする〇〇部」などを掲げて集団づくりに努力していくことで、結果としてのいじめゼロを目指したい。

(2) 「いじめに強い学級づくり」に特化して、学級づくりの3領域を整理して解説

※ 学級づくりの3領域

偶発的領域	問題解決：子どもたちの手による解決 学級文化の創造：子どもたちの作り出す文化
学級経営的領域	ルール：社会的自立を目指したルール ルーティーン：学級生活の中で身につけておきたい手続き
必然的領域	一貫して毅然とした指導：自分と他人に敬意をもった言動と行動へ 人権に関する問題：絶対に許してはいけないという姿勢が必要

学級には、様々な子どもたちが存在し、人間関係のトラブルは必ず生じる。そのトラブルがいじめにつながりやすい学級とつながりにくい学級とでは、何が違うのか。

ア 負の学級づくりその1・・・絶対許してはいけないことと、将来にはできるようにしておきたいこととを混同して、どちらも厳しく叱っている教師

教師の人権感覚を豊かにし、「命（心と体）」を傷つけるような言動・行動は絶対に許さないが、「短所」や「失敗」は互いにカバーし合うチャンスになる、という視点でかかわれば、学級で人権感覚に起因する問題を減らすことができる。（必然的領域と学級経営的領域の整理）

イ 負の学級づくりその2・・・学校生活の中で「問題解決」と「学級文化の創造」を子どもたちの手に委ねていない教師

子どもたちの深刻なトラブルは、教師の目の届きにくいところにある（＝いじめの不可視性）。とすれば、「何かがおかしい」「何か困った」ということを子どもたちの手で解決していける世界が必要である。学級経営的領域において教師がすることは、ルールに従わせることではなく、子どもたちの手で解決していける社会的自立へ向けて計画的にはたらきかけていくことである。

ウ 負の学級づくりその3・・・学級経営の大部分を管理と考え、想定内だけで子どもたちを操作しようとする教師

偶発的領域で、子どもたちが主体的な思いやりを発揮できる学級は、確かな感動体験を味わうことができる。ここで生まれるクラスルーム・アイデンティティーが、「いじめ」の生まれにくい学級を創り、「いじめ」につながるトラブルの悪化を抑制する。  
(愛媛大学教育学部教授白松賢=いじめに強い学級づくり)

### 3 愛南町いじめ問題対策連絡協議会（組織）の設置

いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、（条例の定めるところにより）いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、町長の諮問により愛南町いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

#### (1) 構成メンバー

- ・ 副町長
- ・ 教育長
- ・ 総務課長
- ・ 学校教育課長
- ・ 人権啓発室長
- ・ 校長会長
- ・ 生徒指導顧問校長
- ・ 愛南警察署刑事生活安全課長
- ・ 南予児童相談所南宇和担当者
- ・ 主任児童委員
- ・ 愛南町顧問弁護士
- ・ 愛媛大学教育学部白松教授
- ・ 事務局

#### (2) 役割

- 愛南町のいじめの実態把握
- 愛南町いじめ対策基本方針の見直し
- 具体的防止対策の見直し
- 具体的いじめ事例に対しての相談・指示・指導

この協議会は学校警察連絡協議会と重ねる形で年間1回以上の会合をもつ。

これらをPDCAサイクルに乗せ、各校と連携をとりながら運営していく。

### 4 愛南町いじめ防止対策推進委員会の設置

いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づき、（条例の定めるところにより）愛南町教育委員会は、地域におけるいじめ防止等のための方策を実効的に行うことができるよう附属機関＝愛南町いじめ防止対策推進委員会を設置する。

#### (1) 構成メンバー

- ・ 愛南町子ども支援センター所員＝相談員等
- ・ 保健師
- ・ 事務局

#### (2) 役割

- いじめに関する調査研究を通して愛南町の実態把握
- 学校訪問によるいじめへの相談業務
- 愛南町いじめ対策基本方針や具体的防止対策への評価
- 南宇和郡生徒指導委員会や各校の児童を守り育てる協議会との連携
  - ・ この委員会は、公平性・中立性を保つものでなければならない。

- ・ 適宜要請等による不定期な開催のほか、毎月1回定例会をもつ。

## 5 いじめ防止等に関する考え方並びに具体的に実施する施策

### (1) 想定されるいじめの様態

具体的ないじめの様態には、以下のようなものがあると想定する。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### (2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### (3) いじめの防止

より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。また、いじめを生まない土壌をつくるために、学校現場を取り巻く関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について地域住民全体に認識を広め、

地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

※ 愛南町のコンセプト＝よりよい集団づくりがいじめを未然に防止する！

(4) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確にかかわりをもつことが重要である。いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

※ いじめの早期発見のため、毎月定期的なアンケート調査を実施する・・・南宇和郡生徒指導委員会と連携して。

※ 愛南町子ども支援センター所員（いじめ不登校等相談員）による毎学期の学校訪問や、年間を通じた教育相談・電話相談の実施により、児童生徒・保護者・教師がいじめを訴えやすい体制を整える。

(5) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。当然、家庭や教育委員会への連絡・相談、事案に応じた関係機関との連携が必要である。

このため教職員は、平素よりいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

※ いじめに対する措置（法第23条）

- ① 教職員や保護者などは、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる
- ② 学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する
- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う
- ④ 必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする
- ⑤ いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための措置などを行う
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

- ※ 学校は、愛南町いじめ防止対策推進委員会を、速やかにそして有効に活用する。
- ※ 愛南町教育委員会は、具体的な対処の在り方を組織的に実践するための想定を、普段からイメージしておく。

(6) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、いじめの問題について地域と家庭と連携した対策を推進するため、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、児童生徒を守り育てる協議会を活用したりするなど。

- ※ 愛南町教育委員会は、いじめ・不登校等電話相談専用ダイヤルといった窓口を活用し、より多くの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

(7) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応について、学校や教育委員会においていじめに関係する児童生徒に対し、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが重要である。

- ※ 愛南町いじめ防止対策推進委員会には、愛南町子ども支援センター所員（いじめ・不登校等相談員等）がメンバーにあり、年間を通して活動しているため、積極的な活用・連携が図られるものと思う。

(8) その他

- ※ 地方公共団体として実施すべき施策

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置及び人的体制の整備など。
- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備とその周知。
- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、啓発活動や相談窓口の設置などの家庭への支援の実施。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう教職員の研修を充実させ、教職員の資質能力の向上に努める。
- 生徒指導に係る体制等の充実のため、教諭、養護教諭その他の教職員の配置を工夫する。
- 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する学校ネットパトロール等の実施。
- インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方やその防止に関する研修や体制の整備。
- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検をし、さらなる充実を図る。（いじ

めの実態把握の取組状況を調査点検。愛媛県総合教育センターが作成した教師向けの指導用資料やチェックリストを配付活用。)

※ 学校の設置者として実施すべき施策

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を促す。(愛南町教育委員会主催の教職員研修)
- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。(愛南町子ども支援センター)
- 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。(愛南町教育委員会主催の教職員研修、愛南町子ども支援センター所員の学校訪問)
- 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処することができるよう啓発活動を実施する。(文部科学省作成「ネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集」を活用して)
- いじめに対する措置

愛南町教育委員会は、第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じその学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、係る事案について自ら必要な調査を行う。この調査については、必要に応じ愛南町いじめ防止対策推進委員会を活用する。

愛南町教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

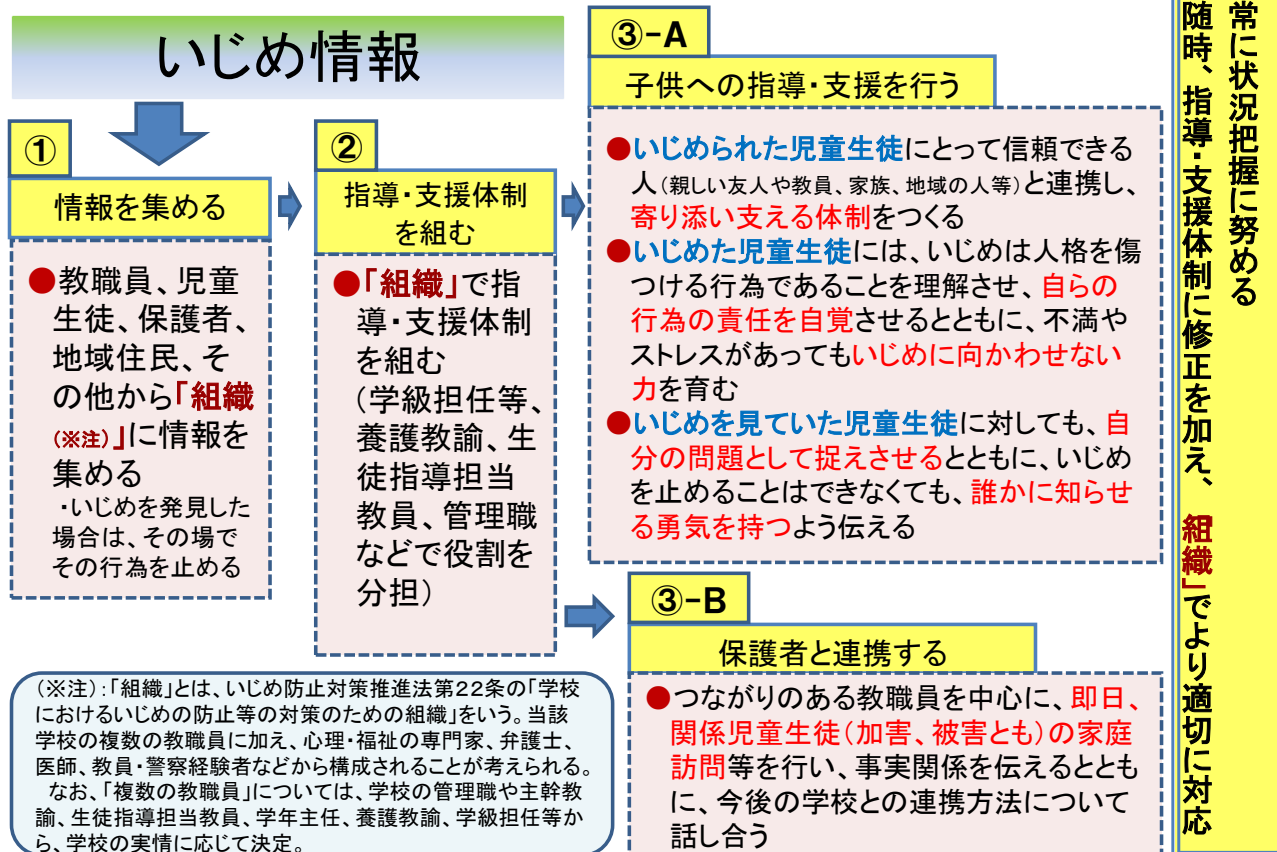
○ 学校評価の留意点

学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さずその実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう必要な指導・助言を行う。

(学校評価における留意事項・・・第34条)

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

# 組織的ないじめ対応の流れ



## ※ 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

- ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
- ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応

### （1）いじめ防止のための措置

#### 《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

#### 《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

#### 《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解



を図る

- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む
- 《管理職》
- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成
  - ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
  - ・ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
  - ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進（例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

## （２）早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認

《管理職》

- ・ 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備
- ・ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検

## （３）いじめに対する措置（※「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

### ① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する

- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

#### (4) いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

#### ② 指導・支援体制を組む

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
  - いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
  - その保護者への対応
  - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

#### ③-A 子供への指導・支援を行う

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財

産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる

- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

### ③-B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供

## 6 重大事態への対処（法第28条）

下記に掲げるような重大事態に対処しては、その発生の防止に資するため、速やかに教育委員会、又はその学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

この調査は愛南町いじめ防止対策推進委員会がかかわって実施する。

### (1) 重大な事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

教育委員会、又はその学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

#### ※ 首長への報告（法第29条）

学校は、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

また、首長は、必要と認めるときには、再調査を行うことができる。

### (3) 調査の趣旨と実施上の留意点

調査の趣旨目的は「民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟への対応を直接の目的とするものではないことはいうまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るもの」である。

したがって、調査の目標は、あくまでも「事実関係を明確にする」ことにある。（因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的事実を速やかに調査すべき）

調査を行う組織は、専門的知識や経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するものではない者（第三者）の参加を図ることによって調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

愛南町の場合は、愛南町いじめ防止対策推進委員会がこれを担う。

#### ※ 調査実施上の留意点

調査の企画・立案（調査対象の決定、調査の全体計画の工程表）を迅速に行う。（文部科学省「児童生徒の自殺予防に向けた取組について」「自殺が起きたときの調査の指針」等を参照）

まず、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先する。いじめを受けた児童や保護者に情報を提供する場合、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供しなくてはならない。

## ※ 重大な事態が起こった場合の対応

### 設置者用

## 重大事態対応フロー図

### 学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について設置者自ら必要な調査を行う

### 学校から重大事態発生の報告

#### 【重大事態】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 ⇒ **設置者において調査を実施**

### 学校の設置者が調査主体の場合

#### ● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい(この機関は平時からの設置が望ましい)。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

### 学校が調査主体の場合

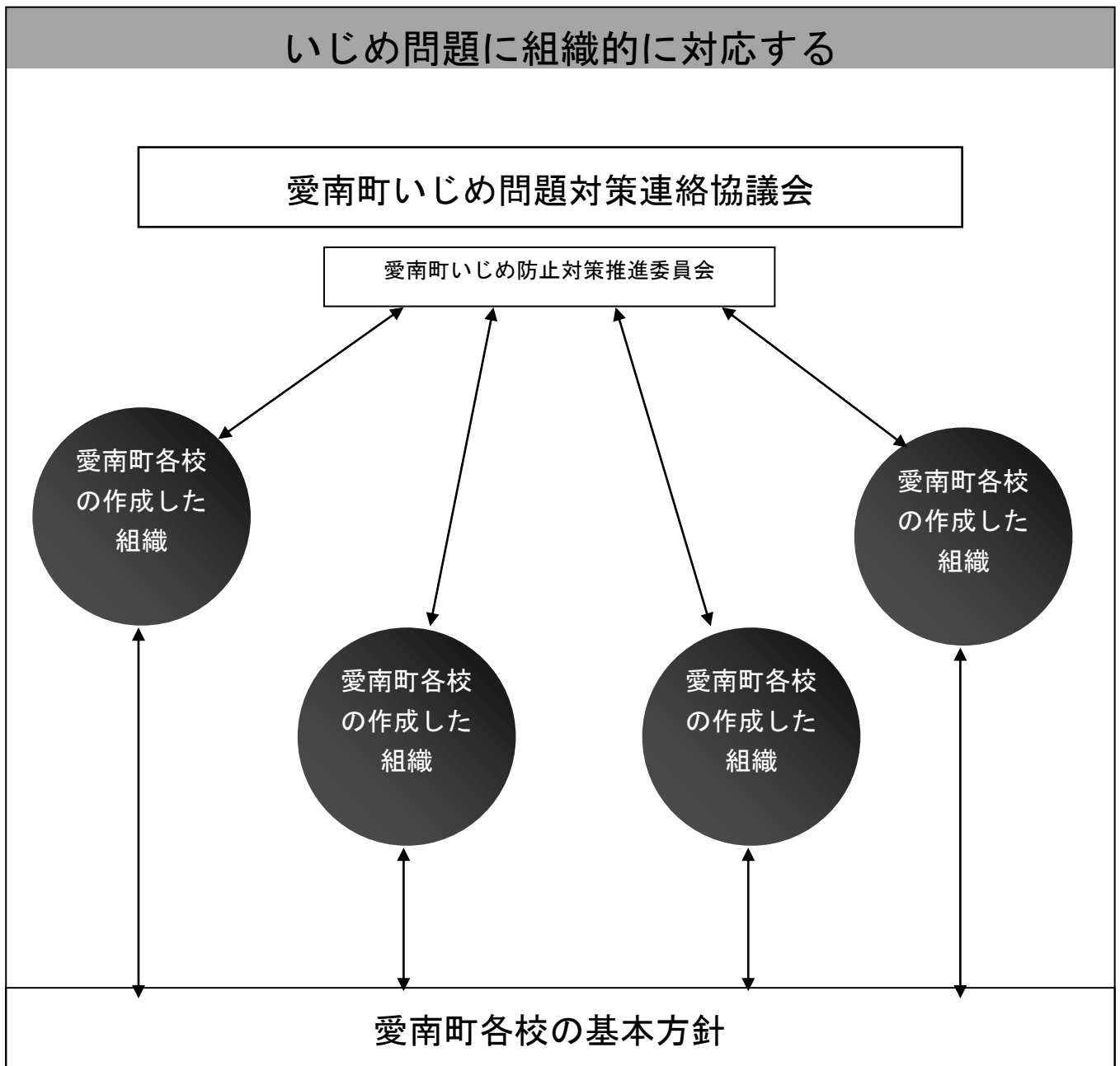
#### ● 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
- ※ 学校からの調査結果の報告を受け、地方公共団体の長等に報告する。

### 地方公共団体の長等が再調査を行う場合

#### ● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

# 愛南町のいじめ防止対策への組織イメージ



## 参考資料その1・・・「学校基本方針」策定の手順と組織の作り方

### ①策定前の事前準備

以下の内容は、暫定的な作業部会で行うなどが想定されます。すべての学年の代表が必ず参加していることが望ましいと言えます。

#### 1) 学校の実態把握のための資料収集

いじめに関する内容を中心に、自校の児童生徒の実態や保護者のニーズを押さえます。<sup>1</sup>この数年分の、学校生活アンケートや学校評価アンケート、いじめの認知件数や不登校等の数などを揃えましょう。それらの数値に基づき、どのような内容の取組を、どの程度に行うことが必要になりそうかを考える材料にします。できれば、学年・性別で整理したものがあるとよいでしょう。

※今後の取組がうまくいったかどうかの評価(PDCAサイクルにおけるチェック)にも、ここで用いた数値の変化を手がかり(=指標)にすることになります。ですから、今後も繰り返し(定期的に)収集可能で比較可能な(主観で左右されることのない)数値(たとえば、児童生徒や保護者を対象とした無記名式の質問紙調査の結果)が理想的です。以下、この内容を「取組評価アンケート」<sup>2</sup>と呼びます。

#### 2) 取組内容の洗い出し

今年度(場合によっては昨年度)の学校の取組の中から、Part 2で示した「未然防止」に資する取組を洗い出します。すなわち、授業改善に関わる取組、児童生徒の友人関係、集団づくり、社会性育成などを目的とした取組、いじめに関する学習に関する取組、いじめを無くすための児童会や生徒会の取組、保護者や地域に対する啓発の取組などについて、リストアップします。

それらの取組が、どのような内容で、いつ、誰を主たる対象として行われたのか、それによってどのような成果が得られたのか、それに費やした時間や労力はどれくらいであったのかを簡単にまとめておきます。

※今年度はいじめ防止を意識してはいなかったが、今後はいじめ防止と関連づけられそうな取組も加えておきます。たとえば、文化祭の目的の一つとしていじめ防止の観点を入れられそう、縦割り班の清掃活動を交流活動中心に変える、外部講師を招いた授業をいじめに関連したものにする等。

---

<sup>1</sup>一部の児童生徒や保護者に偏ることなく、幅広い声を収集することが大切です。

<sup>2</sup>もし、適当な指標となるデータがない場合には、国立教育政策研究所の「魅力ある学校づくり調査研究推進事業」で用いられている質問紙調査を参考にしてください。

## ②年間計画の策定

以下の内容は、実際に中核となる、いじめの防止等の対策のために設置された「組織」で決めていきます。管理職の他に、少なくとも、教務主任、生徒指導主事、学年主任が含まれていたほうが、議論や決定はスムーズでしょう。ここで決める必要があるのは、PDCAサイクルに関わる日程と未然防止のための取組に関わる日程になります。

### 1) 年間の取組についての見直しを行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

PDCAサイクルで取組を行う関係から、どの期間で見直しを行うかを決めます。それに応じて、「取組評価アンケート」の実施と集計時期、取組の見直しを行うための会議の開催時期、校内研修の開催時期などが決まってくるからです。

※3学期制の場合には、各学期を単位とするのが自然です。2学期制の場合には、やはり学期を単位とするのが自然のようにも思われますが、長期休業を節目とする3学期制に準じたほうが教職員は動きやすいかも知れません。

### 2) 「取組評価アンケート」、「組織」会議、校内研修会等の実施時期の決定

取組内容等の見直しのための調査の実施時期、その結果に基づく「組織」会議の開催時期、それを踏まえた校内研修等の時期、について決定します。

※たとえば、3学期制の場合、「取組評価アンケート」を7月（第1回）、12月（第2回）、3月（第3回）をめどに実施します。期末テストの日程等と組み合わせても構いません。集計は長期休暇に入った直後に行い、その作業を待って「組織」会議を開催することになるでしょう。その後、職員会議なり校内研修会等で全教職員に組織での話し合いの結果を伝えていきます。

※年度当初には、教職員の異動等も考えられますから、新たなメンバーによる第1回目の組織を開催する必要があります。その後は、少なくとも上記の長期休暇ごとに開催する必要があります。場合によっては、進捗状況を確認する目的で、主要な取組が終わった後の開催や、隔月での開催なども考えられます。

### 3) 未然防止の取組の年間計画決定

すべての学年が学年の取組か全校の取組のいずれかをPDCAサイクルの期間内に少なくとも1回は取り組む形で、全学年の年間計画を組みます。

※学級単位で独自に追加の取組を行うことを妨げるわけではありませんが、学年共通、全校共通の取組に代えて各学級の取組を行うことは避けましょう。学級任せの（＝学級担任の力量や熱意に大きく依存した）取組ではなく、体系的・組織的な取組を学校全体で進めていくことが重要だからです。

### 4) 個別面談や教育相談の時期や回数の決定

全員の児童生徒が学級担任等と話をする時期を設定しておきましょう。三者面談等の時期も勘案しながら、大きく間が空いてしまうことのないように考えます。



### ③組織の役割と構成員の決定

以下に示す役割は、すべてを組織が直接に担う形もあり得ますし、組織の下に部会を設ける形も考えられます。また、既存の委員会等に役割を振ることもあり得ます。各学校の規模や既存の組織の有無に応じて決めましょう。

しかし、どの役割もどこかで必ず果たされるようにしておくことが必要です。また、最終的には組織に情報が集約される仕組みにすること、最終決定は組織が行い、部会や他の委員会はその指示のもとに動くことを明確にしておく必要があります。

#### 1) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認

各取組が計画通りに実施されるよう、準備段階から進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行います。取組実施中の様子の記録や実施後の振り返り（教職員・児童生徒・その他）状況についても、適切に行われるよう助言や支援を行います。

※必ず記録や振り返りを残すように習慣づけましょう。様々な分析に活用できます。

#### 2) 教職員の共通理解と意識啓発

「学校基本方針」が策定された後、すべての教職員に対してその主旨や理解しておいてもらいたい点について説明します。各時期に実施される「評価アンケート」の分析結果についても、その都度知らせ、改善点等について周知します。あらかじめ校内研修会等を設定しておくことで確実です。

なお、毎年、年度初めにはその年度の「学校基本方針」の確認（変更点がない場合でも）を必ず行います。新しく移動してきた教職員に周知するためにも不可欠です。

※校内研修をかねて「評価アンケート」の分析を全教職員で行うことも考えられます。それにより、周知徹底がより一層図られます。

#### 3) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校基本方針」の策定に当たって又は策定された後に、児童生徒や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明します。学校独自のHP等がある場合には、そこでも公表しましょう。

また、取組の進捗状況や得られた成果、「評価アンケート」の結果やそれを踏まえた学校の取組についても、適宜、情報発信します。必要に応じて、意識啓発のための取組や意見聴取のための取組を企画することもあり得ます。

#### 4) 個別面談や相談窓口の集約

面談等が予定通りに進んでいるかといった進捗状況の把握や、どのような相談事例があるのかといった集約を行います。組織で取り上げたほうがよい事案がでてきた場合には、組織の招集を求めます。

#### 5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口

教職員が気づいた児童生徒の変化に関するメモ等を集約・整理します。組織で取り上げたほうがよい事案がでてきた場合には、組織の招集を求めます。

#### 6) 発見されたいじめ事案への対応

上記の4) や5) によって招集された組織では、その事案に対する事実確認を行い、今後の対応を決めて実行します。また、全教職員に対しても必要な情報を提供します。

#### 7) 構成員の決定

上記の1) ～6) の役割を勘案し、それぞれの責任者となれる者を構成員とした組織を設置します。この他に、補助的な役割を担う者を含めたり、外部の専門家に非常勤的に構成員になってもらったりすることが考えられます。<sup>3</sup>なお、必要に応じて、緊急的な組織、拡大的な組織といった形で、構成員を限定したり増やしたりすることも考えられます。

#### 8) 重大事案への対応

重大事案が起きた場合の対応については、国が示したフローチャートに従い、学校の設置者の指示によって動きます。

#### ④「学校基本方針」とは

「推進法」が求める「学校基本方針」とは、文字通りの方針というよりは、学校のいじめに対する「行動計画」に近いものと考えられます。

それを読めば、個々の教職員は、自分が今、何をすべきかが分かるもの。

それを読めば、保護者や地域は何を協力すればよいのかが分かるもの。

それを読めば、学校が児童生徒をどのように育てようとしているのかが分かるもの。

:

つまり、その学校において、生徒指導がいかに組織的・計画的に行われようとしているのかが分かるもの、と言えるでしょう。

#### ※ 重大な事態が起こった場合の学校の対応例

---

<sup>3</sup>学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が配置されている場合には、協力を要請しましょう。

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
  - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
  - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

**教職員用資料**

いじめ発見のチェックポイント（小学生用）

注意しておきたい児童のサインです。気になる児童はいませんか。

＜朝の会＞

- 遅刻・欠席が増える。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 登校時表情がさえず、うつむきがちである。
- 健康観察の時、声が小さく元気がない。

＜授業中＞

- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
- 急に忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が乱れている。
- 周囲の児童に冷やかすようなざわつきが見られる。
- 頭痛・腹痛を訴え、保健室に行きたがる。
- グループ活動において孤立しがちである。
- テストの成績が急に下がり始める。
- 一人遅れて入室することがある。
- ※ふざけた質問や答えをする。テストを白紙で出す。

＜休み時間＞

- 教室や廊下に一人でいることが多い。
- 今まで一緒だった友達やグループから離れている。
- 用もないのに職員室や保健室に来る。
- 友だちと一緒にいる時も表情が暗い。おどおどした様子である。
- そばを通る児童が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。

＜給食時間＞

- その子が配膳すると嫌がられる。
- 食べ物を多く盛りつけるなどの嫌がらせがある。
- 最近食欲がなく、一人で黙って食べている。

＜清掃時間＞

- その子の机や椅子だけが運ばれず放置されている。
- その子の机や椅子を蹴ったり、ほうきで叩いたりする。
- 人が嫌がる仕事ばかりしている。一人離れて掃除をしている。

＜放課後・下校時＞

- 急いで下校する。反対に、用もないのにいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- ※他の児童の持ち物をよく持たされている。

＜その他＞

- 靴や鞆、傘など、持ち物が汚されたり、紛失したりする。
- 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- 衣服が汚れていたり、すり傷が見られたりする。
- カッターナイフなど、危険な物を所持している。

※印： 無理にやらされている可能性のあるもの

注意しておきたい生徒のサインです。気になる生徒はいませんか。

### <登校時>

- 自分からあいさつをしない、他の生徒からの言葉がけもほとんど見られない。
- 元気がなく、表情もさえない。
- 急に遅刻・欠席するようになる。

### <授業・学級生活>

- 体調不良を訴え、トイレや保健室に行くようになる。
- 発言すると周囲の生徒の冷やかす言動やジェスチャー、雰囲気がある。
- 失敗するとこの時とばかり嘲笑されることがある。
- 教科書やノートに落書きや破られた跡がある。
- 学習意欲が感じられず、成績も下がりだしている。
- 課題（宿題）などの忘れ物が多くなる。
- ふざけ半分ともとれる雰囲気、係や委員に選ばれる。
- グループ活動で、一人だけはずれている。
- ※一人だけ授業に遅れてくることがある。
- ※授業中、ふざけた質問をするなど、不真面目な態度が気になる。
- ※未完成の作品や白紙でテストを出している。

### <休憩時>

- 用もないのに保健室によく来る。
- 他の生徒といる時に、おどおどした様子が感じられる。
- ふざけていてケガをしたと言って、保健室で処置している。
- 他の生徒との遊びやふざけの中で、笑わる、命令される、嫌な役をしている。
- ひどいあだ名で呼ばれている。
- ※他の生徒の物をよく運んでいる。お使いをしている。

### <昼食時>

- いつも一人で弁当を食べている。
- 弁当を誰かに食べられたことがある。
- 他の班員と机を少し離して給食を食べている。
- 給食の食べ物にいたずらされる。（盛り付け、配膳等で他の生徒と差をつける）
- ※ジャンケンに負けたからと、他の生徒のパンや飲み物を買っている。

### <清掃時>

- 暗い表情で、一人離れて掃除をしている。
- 清掃後、服が水浸しになることがある。
- ※広い範囲を一人で掃除していたり、片付けを一人でしていたりする。

### <その他>

- 急にアルバイトを始める。アルバイトを増やしている。
- 部活動を休み始めたり、やめたいと言いだしたりする。
- 衣服に靴跡が見られた。汚れていることがある。
- 持ち物や体育館シューズ、カサ等がなくなる。隠されることがある。
- カッターナイフなど持ち歩いている。
- 友人間で金銭の貸し借りをしている。
- 友達に「死にたい」「学校へきたくない」と漏らしている。
- ※先生から注意を受ける異装で登校する。髪を染めたり異なる形にしたりする。
- ※大金を持っている。高価な物を学校に持ってきたことがある。
- ※校則違反や万引で捕まる。
- ※放課後、用もないのに、学校内に残っている。

※印…無理にやらされている可能性のあるもの

「子どもの様子がおかしい」と感じたら、慎重に確認してください。

### <言動、態度、情緒>

- 家族に理由を明かさないうまま、急に友達が変わる。
- 感情の起伏が激しく、動物や兄弟姉妹が嫌がる言動をとる。
- 家族に口答えするなど乱暴な口をきく。
- 表情が暗くなり、おどおどしてくる。
- 家族との会話を避けるようになり、部屋に閉じこもるようになる。
- 口数が少なくなり、学校や友達の話をしなくなる。
- いじめられている友人の話をするようになる。
- 自分の欠点だと感じていることを、話題にする。
- 特定の友人に対する強い憎しみを表現することがある。
- 家族の前では携帯電話に出なくなる。隠れてコソコソ電話をかける。
- 携帯電話を急に使わなくなる。
- 電話のベルに怯える様子が見られる。
- 無言等の不審な電話や、発信者の分からないメールがたびたび届く。
- 学校を休みたがる。遅刻や早退が増える。
- 友人に呼び出されるなど、振り回されているように感じる。
- 用事もないのに、朝早く、夜遅く家を出ることがある。
- 最近急に勉強しなくなり、無気力な感じがする。学習成績も下がりだしている。
- 「転校したい」「学校をやめたい」「生まれ変わりたい」と言うことがある。

### <服装、身体>

- 衣服に汚れや破れが見られる。靴跡が残っている。
- 手足や顔等に傷やアザがある。鼻血の出たあとが認められる。
- 朝、腹痛や頭痛など、身体の具合が悪いと訴える。
- 朝、起きてこようとしなくなる。トイレからなかなか出てこない。
- 急に髪の色や髪型が変わった。
- 眠れないと言う、睡眠不足のように見える。
- 食欲が以前に比べ無くなったと感じる。体重の減少が伺える。

### <持ち物、金品>

- 教科書やノートに落書きや破られた跡がある。
- 学用品などの所持品が無くなったり壊れたりする。
- 金遣いが荒くなる。使い道が不明瞭なお金や品物を要求する。
- 家族のお金や品物が無くなる。
- 自分の貯金をこっそり使っている。
- 自分が大切にしていた物や集めていた物を友達にあげる。

### <その他>

- 親が留守の時に、友達がよく来るようになる。
- 今まで見かけなかった友人が訪ねてくる。
- 誹謗中傷する嫌がらせの手紙やメモが見つかる。

参考資料・・・その3

愛南町いじめ防止対策プログラム

月	いじめの防止 のために	いじめの早期発見 のために	いじめへの対応 のために	各教科等との関連 (特別活動・道徳等)
4	仲よしアンケート			
	愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター			
5	仲よしアンケート			
	愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター			
6	仲よしアンケート			
	愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター			
	愛南町いじめ問題対策協議会・学校警察連絡協議会			
7	仲よしアンケート 体罰調査			
	愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター			
8				
	愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター			
9	仲よしアンケート			
	愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター			

10	仲よしアンケート			
		愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		
11	仲よしアンケート			
		愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		
12	仲よしアンケート 体罰調査			
		愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		
		愛南町いじめ問題対策協議会・学校警察連絡協議会		
1	仲よしアンケート			
		愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		
2	仲よしアンケート			・愛南町人権フォーラム
		愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		
3	仲よしアンケート 体罰調査			
		愛南町いじめ防止対策推進委員会・子ども支援センター		



# いじめ対応行動マニュアル(例)

## 基本概念

- ❖ 自分の周りにいじめがあり得ることを常に想定しておくこと。
- ❖ 絶対に一人で抱え込まない。すぐに報告を行い、チームで万全の対応を行うこと。
- ❖ 常に被害者の立場になって考え、子どもの命に関わる問題と心得ること。

## いじめ早期発見の努力事項

### 本人・保護者からの発見

- ❖ 常に相談しやすい関係を築く。(日記指導・家庭との連絡・学級通信)
- ❖ 教科担任や部活動顧問との情報交換
- ❖ 相談窓口の周知徹底(〇〇中なんでもメール相談)

### 本人・保護者以外からの発見

- ❖ 定期的・臨時のアンケート調査の実施
- ❖ 傍観者をつくらず支援者・告発者を創り出す学級経営。
- ❖ 人権尊重の支持的風土づくり
- ❖ 地域への積極的な情報発信と収集

アンテナを広げ、どんな小さな情報もキャッチできる体制

## いじめをキャッチしたときの行動

まず報告

⇒ 担当主任

⇒ 教頭

⇒ 校長

⇒ 教育委員会



## 校内いじめ問題対応チームの招集

校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、人権・同和教育主任、養護教諭、心の相談員、学級担任、その他

### 対応計画協議

いじめ  
調査委員会  
チーフ  
学年主任

被害者  
支援委員会  
チーフ  
養護教諭

加害者  
指導委員会  
チーフ  
生徒指導主

再発防止  
委員会  
チーフ  
人権・同和教育主

### 具体的対応策の協議

### 臨時職員会議

全教職員で

### 事務局による外部対応

保護者への調査報告義務  
事実関係・被害生徒支援体制、いじめ解消の対策・再発防止策等 愛南町いじめ防止対策推進委員会との連携